

令和 5 年 度

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

兵庫県 たつの市

令和5年度 たつの市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき定めるものである。

本計画において、単年度の一般廃棄物（ごみ）の排出の状況、処理主体、収集計画、中間処理計画、最終処分計画等を明確にし、これに基づき処理を行う。

たつの市全域から発生するごみについては、住民及び事業者に減量化及び分別徹底を啓発することによりごみの減量化、再資源化を図るとともに、やむなく排出されたごみについては適正かつ効率的に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資することを目的とする。

2 計画期間

本計画の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、たつの市全域とする。

4 計画対象廃棄物

本計画は、たつの市内で発生、処理する一般廃棄物を対象とする。

5 処理できないごみ

処理できない主なごみは、次のものとする。

テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機・パソコン・毒物・劇物・農薬・薬品・火薬・塗料・放射性物質・PCB含有物・ばいじん・皮革・ガスボンベ・消火器・バッテリー・タイヤ・自動車（部品含む）・船舶・単車・大型農機具・機械器具・耐火金庫・液状廃棄物・土砂・がれき類・処理施設を損なうごみ等。処理できないごみは、排出者が販売店・メーカーでの引取又は専門の業者に処理を依頼するものとする。

なお、家電リサイクル法対象機器（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）については、兵庫方式に基づき、排出者がリサイクル料金を支払い小売業者へ引き渡すことを推奨する。

6 一般廃棄物（ごみ）の排出の状況（令和5年度見込）

（単位：t）

種 類	地域別	家庭系	事業系	合 計
普通ごみ	龍野、揖保川、御津	11,047	6,271	17,318
	新宮	0	0	0
	合計	11,047	6,271	17,318
可燃ごみ	龍野、揖保川、御津	0	0	0
	新宮	2,280	1,278	3,558
	合計	2,280	1,278	3,558
不燃ごみ	龍野、揖保川、御津	0	0	0
	新宮	198	0	198
	合計	198	0	198
大型ごみ	龍野、揖保川、御津	1,443	254	1,697
	新宮	264	23	287
	合計	1,707	277	1,984
カン	龍野、揖保川、御津	82	0	82
	新宮	11	0	11
	合計	93	0	93
ペットボトル	龍野、揖保川、御津	95	0	95
	新宮	17	0	17
	合計	112	0	112
紙パック	龍野、揖保川、御津	12	0	12
	新宮	0	0	0
	合計	12	0	12
ビン	龍野、揖保川、御津	245	0	245
	新宮	63	0	63
	合計	308	0	308
プラスチック製 容器包装	龍野、揖保川、御津	339	0	339
	新宮	62	0	62
	合計	401	0	401
紙製容器包装	龍野、揖保川、御津	141	0	141
	新宮	24	0	24
	合計	165	0	165
ガレキ、ブロック 等	龍野、揖保川、御津	364	0	365
	新宮	78	0	80
	合計	442	0	445
合計	龍野、揖保川、御津	13,768	6,525	20,293
	新宮	2,997	1,301	4,298
	合計	16,765	7,826	24,591

※自治体の処理施設へ搬入される一般廃棄物（ごみ）のみを記載する。

※普通ごみには、特別管理一般廃棄物及びクリーン作戦等により回収された不法投棄ごみを含む。可燃ごみには、クリーン作戦等により回収された不法投棄ごみを含む。

※事業系一般廃棄物の資源ごみは、家庭系資源ごみに含む。

7 一般廃棄物（ごみ）の処理主体

(1) 龍野・揖保川・御津地域から出るごみ

種類	収集運搬	中間処理		最終処分（残渣処理）		
		主体	処理方法	主体	処理方法	
家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ除く）	普通ごみ	揖龍衛生（※） 揖龍衛生委託業者	揖龍衛生	溶融	揖龍衛生委託業者（大阪湾広域臨海環境整備センター）	埋立
	大型ごみ			選別 破碎 溶融		
	ビン	揖龍衛生委託業者	揖龍衛生	異物除去 色選別	/	残渣なし
	ペットボトル			異物除去 圧縮梱包		
	プラスチック製容器包装			異物除去 圧縮梱包		
	カン	揖龍衛生委託業者 集団回収団体委託業者	揖龍衛生再生事業者	異物除去 磁選 圧縮	/	残渣なし
	紙パック			異物除去 資源化		
	紙製容器包装			異物除去 資源化		
	新聞、雑誌、段ボール、古布	集団回収団体委託業者	再生事業者	資源化	/	残渣なし
	ガレキ、ブロック等	排出者 本市許可業者	/	/	たつの市 たつの市委託業者（大阪湾広域臨海環境整備センター）	埋立
事業系一般廃棄物（家庭系一時多量ごみ含む）	排出者 本市許可業者	揖龍衛生	選別 破碎 溶融	揖龍衛生委託業者（大阪湾広域臨海環境整備センター）	埋立	

※揖龍衛生＝揖龍保健衛生施設事務組合（事務組合構成市町：たつの市（龍野地域、揖保川地域、御津地域）、揖保郡太子町）

木、草類が一時的に揖龍クリーンセンターへ大量に搬入される場合、業者委託により資源化する。

(2) 新宮地域から出るごみ

種類		収集運搬	中間処理		最終処分(残渣処理)	
			主体	処理方法	主体	処理方法
家庭系一般廃棄物(一時多量ごみ除く)	可燃ごみ	揖龍衛生委託業者	にしはりま (※) 不燃 残渣は揖龍 衛生で熔融 処理	焼却	焼却灰、集塵灰 にしはりま委 託業者(住友大 阪セメント (株))	セメント リサイク ル
	大型ごみ			選別 破碎 磁選 焼却		
	不燃ごみ			選別 破碎 磁選	/	残渣なし
	ビン			異物除去 色選別		
	ペットボトル			異物除去 圧縮梱包		
	プラスチック製 容器包装			異物除去 圧縮梱包		
	カン	揖龍衛生委 託業者 集団回収団 体委託業者	にしはりま 再生事業者	異物除去 磁選 圧縮	/	残渣なし
	紙パック			異物除去 資源化		
	紙製容器包装			異物除去 資源化		
	新聞、雑誌、段 ボール、古布	集団回収団 体委託業者	再生事業者	資源化	/	残渣なし
ガレキ、ブロッ ク等	排出者 本市許可業 者	/	/	たつの市 たつの市委託 業者(大阪湾広 域臨海環境整 備センター)	埋立	
事業系一般廃棄物 (家庭系一時多量ご み含む)	排出者 本市許可業 者	にしはりま (※) 不燃 残渣は揖龍 衛生で熔融 処理	選別 破碎 焼却	焼却灰、集塵灰 にしはりま委 託業者(住友大 阪セメント (株))	セメント リサイク ル	

※にしはりま=にしはりま環境事務組合(事務組合構成市町:たつの市(新宮地域)、宍粟市、佐用町、上郡町)

木、草類が一時的にしはりまクリーンセンターへ大量に搬入される場合、業者委託により処理する。

8 ごみ処理実施計画

①ごみの排出抑制・再資源化計画

次の施策の実施により、ごみの減量化及び資源ごみの分別徹底を目指す。

ア 「たつの市ごみ減量化推進会議」から提出されたごみ減量化施策提言書に基づく各施策の推進

- a 使用済小型家電及びリチウムイオン電池等充電式電池のリサイクル啓発と回収実施
- b 市民へのごみ減量化実践の普及啓発
 - ・ごみの出し方（特に資源ごみの分別徹底）の啓発
 - ・再生資源集団回収運動（リサイクルデー）への積極的な取組の啓発
 - ・環境保全活動に取り組む事業所を優良事業所として認定し、広く紹介することによる活動の輪の拡大
- c ごみの不法投棄対策の強化
 - ・不法投棄監視協力員や自治会等地域住民との協働による市内全域での監視パトロールの強化や不法投棄監視カメラ設置及び不法投棄防止看板の設置
 - ・不法投棄が厳罰に処せられる行為であることや監視パトロールの実施市ホームページや広報誌等掲載することによる抑止力の強化
- d 民間事業者優良事例の施策反映
 - ・食品廃棄物の減量化に向けた啓発
 - ・循環型社会の形成に向けた「5R」の実践啓発

「5R」: Reduce（リデュース）＝ごみの発生を減らす
 Refuse（リフューズ）＝不要なものは受け取らない
 Reuse（リユース）＝何度も繰り返し使う
 Repair（リペア）＝修理し、長く使う
 Recycle（リサイクル）＝再資源化する

以上の施策等の推進のため、次の事業を実施する。

事業名	内容	実施時期
使用済小型家電リサイクル事業	小型家電リサイクル法に基づき、有価での取引が見込める使用済携帯電話等の小型家電を、年間を通じて回収し、同法に基づいて確実にリサイクルすることにより、資源の有効活用に資する。	通年
使用済み小型充電式電池回収事業	リチウムイオン電池等使用済み小型充電式は、強い衝撃が加わると発煙・発火することがあり、ごみとして排出された場合は、磁選機等で取り除くことが困難である。そのため使用済み小型充電式電池を年間を通じて回収し、再資源化を図る。	通年
減らそう生ごみ実践事業	減らそう生ごみ実践講習会を開催し、段ボールコンポストを使った生ごみ堆肥化等を市民に啓発する。	随時

食品ロス削減推進事業	食品ロス削減のため、飲食店や宿泊施設を対象に「食べきり運動協力店」を募集・登録し、表示ステッカー、ポスターを配布して広く周知するとともに、フードドライブの実施や、市内スーパーにおける食品ロスの削減に対する支援である「食品ロス断(た)つの」キャンペーンを行う。	通年
ごみゼロたつの推進事業	ごみ減量化、資源ごみの分別徹底等環境に配慮した取組を行う事業所を「たつのエコマスターショップ」として認定し、活動を広く紹介する。 小学生にはごみ捨てや分別などを家庭で行うなどして、ごみ排出の現状を把握してもらう。また、ごみ減量化のアイデアを募集し、ごみ減量化推進会議において優秀作品を決定し、市広報などで公表するとともに、啓発に活用する。	通年
環境学習事業	たつのこどもエコクラブ活動のひとつとして市内ごみ処理施設を見学し、循環型社会の形成に向けた「5R」について学習する。	年1回程度
家庭不用品交換事業	家庭用品で「譲りたいもの」や「譲って欲しいもの」を登録していただき、広報誌、市HP、リサイクル情報掲示板によりお知らせし、互いに融通しあっていただくことにより、ごみを減量化する。	通年
再生資源集団回収運動奨励金交付事業	集団回収団体に新聞、雑誌、段ボール、布類、アルミ缶の回収量1kg当たり8円を交付して資源化物回収の促進を図り、クリーンセンター処理量の減量化及び資源化率の向上につなげる。	申請 7月、11月、3月 支給 8月、12月、4月
食育推進啓発事業	食育推進会議に参画し、家庭や学校園給食から出る生ごみの減量化、堆肥化について啓発する。	通年

事業名	内容	実施時期
職員によるごみ質分析事業	クリーンセンターに搬入された普通ごみについて、職員によるごみ質分析を実施し、資源ごみ、生ごみの混入状況等を把握し、ごみの分別徹底に資する。	2～3月
庁舎内ごみ分別推進事業	庁舎から出るごみの分別及び減量化について、職員自らごみ分別に率先して取り組むよう啓発する。	随時
不法投棄撲滅事業	後を絶たない不法投棄に対して、不法投棄監視協力員を登録。監視強化を図るとともに、不法投棄監視パトロールを実施するなど、市民と行政が一体となった不法投棄撲滅に向けた啓発活動を推進する。	通年
不法投棄監視カメラ貸与事業	自治会からの申出に応じて監視カメラの貸出を行い、不法投棄の抑止を図る。	通年
環境美化啓発看板設置事業	不法投棄禁止看板及び犬等のフン放置禁止看板を作製し、不法投棄等が繰り返される場所に設置することにより、環境美化啓発活動を推進する。	通年

イ 埋立量の減量化

最終処分場への搬入量を抑制し、直接埋立量の減量化に取り組む。

自治会等の水路清掃から発生する土砂等は、可能な限り自治会内で自己処理するよう依頼するとともに、やむなく最終処分場に搬入された土砂は、異物を除去して可能な限り再生事業者等に搬出する。

新たに最終処分場に搬入されたがれき類等のうち、大阪湾広域臨海環境整備センター処分場にて受入可能な物を搬出し、埋立処理する。

ウ 中間処理施設における再資源化の徹底

資源ごみについては、揖龍クリーンセンター及びにしはりまクリーンセンターで受け入れたものから異物を除去し再生事業者等に引き渡す。

大型ごみとして受け入れた廃棄物は、施設内で分別し、可能な限り再資源化する。

②収集運搬計画

ア 収集運搬する廃棄物の量

たつの市全域から発生し、自治体の処理施設へ搬入される一般廃棄物（ごみ）のみを記載する。

(単位：t)

種 類	地域別	家庭系	事業系	合 計
普通ごみ	龍野、揖保川、御津	11,047	6,271	17,318
	新宮	0	0	0
	合計	11,047	6,271	17,318
可燃ごみ	龍野、揖保川、御津	0	0	0
	新宮	2,280	1,278	3,558
	合計	2,280	1,278	3,558
不燃ごみ	龍野、揖保川、御津	0	0	0
	新宮	198	0	198
	合計	198	0	198
大型ごみ	龍野、揖保川、御津	1,443	254	1,697
	新宮	264	23	287
	合計	1,707	277	1,984
カン	龍野、揖保川、御津	82	0	82
	新宮	11	0	11
	合計	93	0	93
ペットボトル	龍野、揖保川、御津	95	0	95
	新宮	17	0	17
	合計	112	0	112
紙パック	龍野、揖保川、御津	12	0	12
	新宮	0	0	0
	合計	12	0	12
ビン	龍野、揖保川、御津	245	0	245
	新宮	63	0	63
	合計	308	0	308
プラスチック製 容器包装	龍野、揖保川、御津	339	0	339
	新宮	62	0	62
	合計	401	0	401
紙製容器包装	龍野、揖保川、御津	141	0	141
	新宮	24	0	24
	合計	165	0	165
ガレキ、ブロック 等	龍野、揖保川、御津	364	0	365
	新宮	78	0	80
	合計	442	0	445
合計	龍野、揖保川、御津	13,768	6,525	20,293
	新宮	2,997	1,301	4,298
	合計	16,765	7,826	24,591

※龍野、揖保川、御津地域のごみは揖龍クリーンセンターへ、新宮地域のごみはにしはりまクリーンセンターへ搬入される。ただし、ガレキ、ブロック等は、たつの市一般廃棄

物最終処分場へ搬入される。

イ 収集区域の範囲

たつの市行政区域全域を対象とし、収集区分は次のとおりとする。

家庭系ごみの種類	龍野地域	新宮地域	揖保川地域	御津地域
普通ごみ	直営		委託	委託
可燃ごみ		委託		
不燃ごみ		委託		
大型ごみ	直営	委託	委託	直営
カン	委託	委託	委託	委託
ペットボトル	委託	委託	委託	委託
紙パック	委託	委託	委託	委託
ビン	委託	委託	委託	委託
プラスチック製容器包装	委託	委託	委託	委託
紙製容器包装	委託	委託	委託	委託

ウ 収集回数及び収集方法

種 類		収集回数	収集方法	
家庭系（一時多量除く）	普通ごみ（新宮地域除く）	2回/週	ステーション回収	指定袋収集
	可燃ごみ（新宮地域のみ）	2回/週		指定袋収集
	不燃ごみ（新宮地域のみ）	1回/月		袋収集
	大型ごみ	1回/月		
	カン	2回/月		コンテナ収集
	ビン	（新宮1回/月）		袋収集
	紙パック			ひもで縛る
	ペットボトル	2回/月		コンテナ収集
	プラスチック製容器包装	1回/週		コンテナ収集
	紙製容器包装	2回/月		コンテナ収集
	その他資源（紙類、布類等）	随 時		集団回収団体の収集方法による
事業系ごみ及び家庭系一時多量ごみ		随 時	許可業者の収集方法による	

※家庭系ごみの出し方の詳細は、各戸配布のたつの市ごみ分別表による。

引っ越し、大掃除等で発生した一時多量ごみ及び事業系ごみについては、分別したうえで、ごみの発生場所に基づき、排出者又は許可業者が揖龍クリーンセンター（龍野、揖保川、御津地域分）又はにしはりまクリーンセンター（新宮地域分）に搬入する。新聞、雑誌、段ボール、古布、事業系ごみ及び家庭系一時多量ごみは行政回収しない。

エ 家庭系ごみの収集委託

家庭系ごみ（一時多量ごみを除く）収集運搬委託業者は次のとおりとする。

No	業 者 名	使用台数（台）	人員（人）
1	株式会社龍野衛生公社	10	13
2	株式会社EYAMA CLEAN	8	11

オ 事業系ごみ及び家庭系一時多量ごみ収集

事業系ごみ及び家庭系一時多量ごみの収集運搬業許可業者（運搬業のみを除く）は次のとおりとする。

a 許可期間：令和5年4月1日～令和7年3月31日

業 者 名	住 所
株式会社EYAMA CLEAN	たつの市新宮町井野原68-1
株式会社出田興業	たつの市揖保町西構485-4
産業原料有限会社	姫路市網干区坂上38-4
株式会社徳原商店	姫路市岡田92-1
有限会社クリーン湯ノ内	赤穂市加里屋1254-1
有限会社金沢商店	姫路市飾磨区野田町8
有限会社光森	宍粟市山崎町青木1818
株式会社山本実業	たつの市揖保町栄424
株式会社ワコウグループ	たつの市揖保川町二塚264-2
株式会社ワイルド	宍粟市山崎町下町419-6
上野紙料株式会社	姫路市飾磨区今在家字東荒新田1073-3
株式会社エコセンター	姫路市三条町1丁目5
龍野環境クリーンセンター	たつの市誉田町誉106
森興業株式会社	揖保郡太子町馬場171-1

b 許可期間：令和4年4月1日～令和6年3月31日

業 者 名	住 所
株式会社イセダ商会	姫路市広畑区大町3-38
株式会社龍野土木	たつの市龍野町大道486-1
株式会社龍野衛生公社	たつの市龍野町大道2-11
宏博産業株式会社	姫路市花田町小川1162-1
株式会社ミツエ	たつの市新宮町佐野288
オカモト	姫路市花田町高木16
ハリマ興業運輸株式会社	相生市垣内町2-40
有限会社澤田紙業	姫路市西庄字町田甲314
野村産業	たつの市龍野町中井679-4
有限会社エコ・マテリアル	姫路市飾磨区今在家1113-5
満萬商店	たつの市揖西町新宮火の坪135-1
株式会社イボキン	たつの市揖保川町正條379
西播環境整備株式会社	姫路市広畑区蒲田1丁目1516-7
有限会社ベストクリーン	赤穂市加里屋49-7
有限会社クリーン&サイクル AWAI	赤穂市加里屋字磯1096-31
株式会社カンキョウ	加西市北条町黒駒9-1
有限会社富貴産業	たつの市新宮町井野原299-1
株式会社環境保全サービス	姫路市飾磨区中島字宝来3067-17
日野物流株式会社	揖保郡太子町福地155-1
有限会社白井商店	姫路市城北新町1丁目2-19
合同会社エイコー産業	たつの市御津町黒崎1276-2

※事業系一般廃棄物の1日当たりの要収集運搬見込量は、平均約24トンである。これに繁忙期を勘案しても、またリサイクル目的の収集運搬量を加えたとしても、上表許可業者により収集運搬が可能であるため、新たな業者に対する一般廃棄物収集運搬業の許可

は行わないものとする。

③中間処理計画

ア 処理施設の概要（自治体処理施設のみ）

中間処理施設（資源化設備併設）

○揖龍クリーンセンター

管理主体：揖龍保健衛生施設事務組合

所在地：たつの市揖西町前地513番地1

供用開始：平成9年4月

受入処理対象区域（本市分）：龍野地域、揖保川地域、御津地域

・ごみ処理施設

処理方式：全連続高温熔融方式

処理能力：120 t / 24 h（60 t / 24 h × 2）

・粗大ごみ処理施設

処理方式：二軸回転剪断式、空缶処理設備、空瓶貯留設備

処理能力：33 t / 5 h

・ストックヤード

処理能力：810.48 m²

○にしはりまクリーンセンター

管理主体：にしはりま環境事務組合

所在地：佐用郡佐用町三ツ尾483番地10

供用開始：平成25年4月

受入対象区域（本市分）：新宮地域

・熱回収施設（ごみ焼却施設）

処理方式：全連続燃焼式ストーカ炉

処理能力：89 t / 24 h（49.5 t / 24 h × 2）

・リサイクル施設

処理方式：（破碎設備）低速二軸回転式、衝撃せん断回転式（縦型）、スプリングマットレス等切断機等

（選別設備等）磁力選別機、プレス機、圧縮結束機等

処理能力：25 t / 5 h

イ 廃棄物の搬入者別内訳量

(単位：t)

種 類	地域別	家庭系	事業系	合 計
普通ごみ	龍野、揖保川、御津	11,047	6,271	17,318
	新宮	0	0	0
	合計	11,047	6,271	17,318
可燃ごみ	龍野、揖保川、御津	0	0	0
	新宮	2,280	1,278	3,558
	合計	2,280	1,278	3,558
不燃ごみ	龍野、揖保川、御津	0	0	0
	新宮	198	0	198
	合計	198	0	198
大型ごみ	龍野、揖保川、御津	1,443	254	1,697
	新宮	264	23	287
	合計	1,707	277	1,984
カン	龍野、揖保川、御津	82	0	82
	新宮	11	0	11
	合計	93	0	93
ペットボトル	龍野、揖保川、御津	95	0	95
	新宮	17	0	17
	合計	112	0	112
紙パック	龍野、揖保川、御津	12	0	12
	新宮	0	0	0
	合計	12	0	12
ビン	龍野、揖保川、御津	245	0	245
	新宮	63	0	63
	合計	308	0	308
プラスチック製 容器包装	龍野、揖保川、御津	339	0	339
	新宮	62	0	62
	合計	401	0	401
紙製容器包装	龍野、揖保川、御津	141	0	141
	新宮	24	0	24
	合計	165	0	165
ガレキ、ブロック 等	龍野、揖保川、御津	364	0	365
	新宮	78	0	80
	合計	442	0	445
合計	龍野、揖保川、御津	13,768	6,525	20,293
	新宮	2,997	1,301	4,298
	合計	16,765	7,826	24,591

※家庭系ごみの搬入者は、揖龍衛生、揖龍衛生委託業者、排出者、許可業者（一時多量ごみ）。
事業系ごみの搬入者は、排出者、許可業者。

ウ 残渣の量及び処分方法

揖龍クリーンセンターから発生した集塵灰（飛灰）は、揖龍クリーンセンターが大阪湾広域臨海環境整備センターに委託して、同センターの神戸沖処分場にて埋立処分する。

にしはりまクリーンセンターから発生した焼却灰及び集塵灰（飛灰）は、公益財団法人ひょうご環境創造協会及び住友大阪セメント株式会社が共同で実施しているセメントリサイクル事業にて再生される。

④最終処分計画

ア 最終処分場の概要（自治体処理施設のみ）

最終処分施設

施設名称：たつの市一般廃棄物最終処分場

処理主体：たつの市

所在地：たつの市龍野町中井1067番地1

供用開始：昭和61年4月

埋立方式：サンドイッチ方式準好気性埋立

浸出液処理方式：生物循環二段接触曝気法＋凝集沈殿処理法＋砂ろ過処理法＋活性炭吸着処理法

敷地面積：24,194㎡

埋立容量：82,543㎥

※残余容量：8,688㎥（令和5年3月末現在）

イ 搬入される廃棄物

家庭から発生する少量の不燃ごみ等で直接持ち込まれるもの。

がれき、ブロック等の不燃ごみ442トンと見込む。

⑤その他

ア 住民、事業者に対する広報・啓発活動

ごみ減量化、再資源化等に係る本市の事業概要及び家電リサイクル法、食品リサイクル法等各種リサイクル法の趣旨を広報誌、イベント、市ホームページ、出前講座等により啓発し、住民、事業者、行政が協働でごみ減量化、資源循環型社会の構築を推進する。

イ 災害廃棄物処理

たつの市災害廃棄物処理計画をもとに、たつの市から発生した災害廃棄物のうち、処理に急施を要するものについては、他の自治体と協議のうえ、対応するものとする。

ウ 大阪湾フェニックス3期計画への参画等の検討

大阪湾フェニックス3期計画の概要が明らかになった時点で、同計画への参画及び同計画において確保すべき本市分の搬入枠（搬入見込量）等を検討する。